

漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（1／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ぷらすの基金を積み増し。</p> <p>②併せて、積立ぷらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置。</p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1：3</p> <p>事業実施主体：漁業共済組合連合会</p>	<p>水産庁漁業保険管理官</p> <p>TEL：03-6744-2356</p> <p>https://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-17.pdf</p>
漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金などや、遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費を支援。</p>	<p>支援対象：漁業者等</p> <p>補助率：対象経費の1/2</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>（漁業者向け）</p> <p>水産庁企画課</p> <p>TEL：03-6744-2340</p> <p>（水産加工業者向け）</p> <p>水産庁加工流通課</p> <p>TEL：03-6744-2349</p> <p>（外国人船員向け）</p> <p>水産庁国際課</p> <p>TEL：03-6744-2364</p>
水産物の販売促進	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている水産物について、インターネット販売を行う際の送料等を支援</p>	<p>支援対象：漁業者、民間団体等</p> <p>補助率：定額</p> <p>事業実施主体：民間団体等</p>	<p>水産庁栽培養殖課</p> <p>TEL：03-3501-3848</p>
水産物の一時保管に要する費用の支援	<p>【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援。</p>	<p>支援対象：漁業者団体等</p> <p>補助率：定額、対象経費の1/2</p> <p>事業実施主体：民間団体</p>	<p>水産庁加工流通課</p> <p>TEL：03-6744-2350</p>

漁業・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：漁業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で売上が前年同月比50%以上減少している事業者。	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf
雇用調整助成金	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主に、 <u>休業手当、賃金等の一部を助成</u> （令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用）。 （1）休業等計画届の事後提出が可能 （2）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮 （3）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （4）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象	・休業手当に対する助成 ➢中小企業 4/5、 ➢大企業 2/3 ・解雇を行わない場合に助成率の上乗せ ➢中小企業 9/10、 ➢大企業 3/4 など ※1日当たり助成額上限 8,330円 ・教育訓練をした場合※ ➢中小企業 2,400円/日加算 ➢大企業 1,800円/日加算 ※雇用保険被保険者のみ	最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinkyuutokuteitiiki.html 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。